

## 奈良の木利用拡大検討委員会運営要領

(適用)

第1条 奈良の木利用拡大検討委員会（以下「委員会」という。）の運営については、奈良の木利用拡大検討委員会規則（平成26年3月31日奈良県規則第96号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- 一 県産材の利用拡大のための現状の分析及び取組内容の検証に関すること
- 二 県産材の利用拡大のための課題の抽出に関すること
- 三 県産材の利用拡大のための課題解決に向けた方策に関すること
- 四 その他県産材の利用拡大のために必要な事項に関すること

(会議録)

第3条 委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

(専門委員)

第4条 委員会に、専門の事項を検討させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、木材の生産、加工、流通、利用、販売等に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する検討が終了したときは、解任されるものとする。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会は、必要に応じ、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

- 2 WGは、「素材安定供給WG」及び「流通拡大WG」とし、その所掌事務は、別表に定めるところによる。
- 3 WGは、それぞれ構成員10名以内とする。
- 4 WGの構成員は、委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 5 WGの会務は、奈良の木ブランド課長が掌理する。
- 6 第3条の規定は、WGについて準用する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、WGの運営について必要な事項は、奈良の木ブランド課長がWGに諮って定める。

附則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

## 別表

WG名	所 掌 事 務
素材安定供給WG	<ol style="list-style-type: none"><li>1 県産材の安定供給体制の整備に関する事</li><li>2 県産材の受入先の確保に関する事</li><li>3 その他県産材の安定供給に必要な事項に関する事</li></ol>
流通拡大WG	<ol style="list-style-type: none"><li>1 県産材のブランディング等販売戦略に関する事</li><li>2 県産材の魅力を発信する人材の育成に関する事</li><li>3 木材の流通体制の整備に関する事</li><li>4 その他県産材の流通拡大に必要な事項に関する事</li></ol>